

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

仕事と家庭の両立に関する助成金（両立支援等助成金）

※生産性要件を満たした事業主は<>の額を支給。

出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

概要

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に、男性労働者の育児休業制度の利用があった事業主に対して助成。

2022年度の変更点

育児・介護休業法の改正に伴い、出生時両立支援コースの内容が大きく変わりました。

【第1種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小事業主に支給する。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合

○育児休業取得 20万円

○代替要員加算 20万円（3人以上45万円）

【第2種】令和5年度以降の申請のため変更の可能性あり

第1種助成金を受給した事業主について第1種申請にかかる者以外の男性育児休業取得者が2名以上存在し、かつ育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

○育児休業取得率の30%以上上昇

1年以内達成：60万円<75万円>

2年以内達成：40万円<65万円>

3年以内達成：20万円<35万円>

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給する

(*)不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に取得又は利用させたこと

①環境整備、休暇の取得等28.5万円<36万円>

②長期休暇の加算

休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

②長期休暇の加算28.5万円<36万円>

介護離職防止支援コース (中小企業のみ対象)

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

①介護休業：対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合

○休業取得時 28.5万円<36万円>

○職場復帰時 28.5万円<36万円>

②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度(*)を導入し、合計20日以上利用した場合

(*)介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等)

○介護両立支援制度 28.5万円<36万円>

③新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

○（労働者1人あたり）

5日以上10日未満 20万円

10日以上 35万円

育児休業等支援コース (中小企業のみ対象)

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小事業主に支給する。

①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合

①育休取得時 28.5万円<36万円>

②職場復帰時 28.5万円<36万円>

※①②各2回まで（無期雇用者・有期雇用者 各1回）

③業務代替支援：3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

○業務代替支援（1人あたり）※10人まで

ア 新規雇用（派遣を含む）※47.5万円<60万円>

イ 手当支給等※10万円<12万円>

※有期労働者加算9.5万円<12万円>>>

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合

○職場復帰後支援 28.5万円<36万円>

A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間

B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

他のNSRにゅーすはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之